市町や所得で異なる65歳からの介護保険料

介護保険の保険料は、65歳になると変わります。「介護保険」は、運営主体が市町で、図のように40歳以上の人が加入者として保険料を負担し合い、介護が必要になった人がサービスを利用する仕組みです。

サービスを利用する仕組みです。 介護保険料は40歳に達した時から徴収が始まります。「40歳に達した 時」とは40歳の誕生日の前日のこと で、その日が属する月から介護保険 の第2号被保険者となって、介護保 険料を納めます。

40~64歳の第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険で異なります。職場の健康保険が設定した保険料率を月収(標準報酬月額)に掛け、原則その2分の1は事業主が負担し、本人分は健康保険料と合わせて納めます。例えば協会けんぼ(石川県)の場合、標準報酬月額が30万円なら本人負担分は年額2万9520円です。扶養されている人も40歳からは第2号被保険者で保険料の負担はありませ

国民健康保険に加入している人の場合は、 世帯の人数や所得に応じて、市町が決めた保 険料を健康保険と合わせて世帯主が納めます。

65歳になると第2号被保険者から第1号被保険者となります。介護保険制度は、社会全体で支えるために、対象となる全ての人が所得に応じた保険料を負担し、年金が年額18万円以上の人は年金から天引きです。年金が18万円以上でも年度の途中で65歳になった人や転入してきた人、年金額が18万円未満の人などは、納付書などで個別に納めます。保険料の「基準額」は、住んでいる市町の介護サービス総費用を65歳以上の人数で割って計算されるので、

被保険者区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上65歳未満
サービスを 利用できる人	原因に関わらず介護 が必要と認定された 人(要介護1~5、要 支援1·2)	老化が原因とされる 病気(16の特定疾 病)で介護が必要と 認定された人
保険料	市町が原則年金から 天引きして徴収	加入している医療 保険の保険料と合 わせて徴収
利用料の負担	原則かかったサービス費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)を負担。施設の場合、無用負担に付足無数金無等を負担。	

サービスが充実している市町と少ない市町では保険料の基準額は異なります。介護保険料は一律ではなく住んでいる市町で異なるのです。今年度の金沢市の基準額は年額7万9080円(第5段階)で、所得などに応じて13段階に分けられ、第1段階年額1万9770円~第13段階18万1884円です。

65歳を迎え働く会社員も増えています。64歳までは健康保険料と合わせて2分の1の負担ですが、65歳になると、介護保険料は、前年の所得に応じた保険料を年金から天引きで全額負担することになります。65歳までの被扶養者は夫が働いているなら負担はありません。

会社を辞めると所得が減るので翌年の介護 保険料は下がるでしょう。逆に年金を受給しな

がら働く人、年金を繰下げる人は、所得が増えるので介護保険料も増えるでしょう。 高齢化が進み介護が必要な人も増えています。 今後も介護保険料は上昇することが予想されます。



暮らしのマネーブラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルブランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 ……1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

マネーブランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できま

■退職マネープラン相談………………… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、 時間を気にせず相談できます



しのマネーフラン相談センター 2076-232-2038 要予約